

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和8年度の保険料のお支払い ～

## ■ 6月に保険料額をお知らせします ■

令和8年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

①基礎賦課額（以下「医療分」とします。）

<b>均等割</b> 【1人当たり保険料】 <b>59,963円</b>	+	<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得—最大43万円) <b>×11.61%</b>	=	<b>医療分算出保険料</b> 【限度額85万円】 (100円未満切捨)
--	---	---	---	--

②子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「子ども分」とします。）

<b>均等割</b> 【1人当たり保険料】 <b>1,364円</b>	+	<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得—最大43万円) <b>×0.28%</b>	=	<b>子ども分算出保険料</b> 【限度額2万1千円】 (100円未満切捨)
---	---	--	---	--

● 1年間の保険料の上限額は、医療分85万円、子ども分2万1千円の計87万1千円になります。

● 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

||  
**令和8年度  
年間保険料**

～令和8年度から【子ども・子育て支援納付金】が追加されます～

この制度は、全ての世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるものです。

子どもたちは将来、社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度は全ての方にとってメリットとなります。

令和8年4月から「医療分」と併せて徴収されます。詳しくは上記の《保険料の計算方法》をご覧ください。

### ◆ 保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。（申し出によって「口座振替」も可能）

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方は「年金天引き」の対象となりません。

「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

※ 社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

(1)介護保険料が「年金天引き」されていない方（年金額が年額18万円未満の方）

(2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金受給額の半分を超える方

(3)新たに制度に加入された方の半年の期間

※ご注意※

国民健康保険税の口座振替は自動継続されません。  
75歳に到達する際に再度、各種金融機関の窓口へ申し出を行ってください。  
※口座振替対応の金融機関：釧路丹頂農業協同組合及びゆうちょ銀行

◆ 保険料の軽減

① 均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和36年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
$43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	7割
$43万円 + (31万円 \times \text{世帯の被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	5割
$43万円 + (57万円 \times \text{世帯の被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	2割

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・ 給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・ 公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

※令和8、9年度医療分について、7割軽減に該当するかたは、国からの交付金により更に0.2割の減額を行っています。

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。

(医療分：59,963円 → 29,981円、子ども分：1,364円 → 682円)

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のこと  
で、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◆ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場住民生活課保険年金係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

お問い合わせ先

鶴居村役場住民生活課保険年金係

【住所】〒085-1203

阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地

【電話】0154-64-2113

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目  
国保会館6階

【電話】011-290-5601